

岩手県医療局管理規程第8号

医療局会計年度任用職員等就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

岩手県医療局長 小原重幸

医療局会計年度任用職員等就業規則の一部を改正する規程

医療局会計年度任用職員等就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(特別休暇)</p> <p>第7条 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第1号から第6号まで、第9号から第22号まで（第12号及び第20号を除く。）に規定する特別休暇に準じて有給休暇を与える。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 会計年度任用職員が、企業職員就業規則第34条第9号に規定する子等（以下この号において「子等」という。）の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかった子等の世話、同号に規定する養育する子（以下この号において「養育する子」という。）の疾病の予防を図るために必要なものとして医療局長が定める世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして医療局長が定める事由に伴う養育する子の世話をを行うこと又は養育する子の教育若しくは保育に係る行事のうち医療局長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>(8) [略]</p> | <p>(特別休暇)</p> <p>第7条 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第1号から第22号まで（第12号及び第20号を除く。）及び第25号に規定する特別休暇に準じて有給休暇を与える。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 会計年度任用職員が生後1年6月に達しない子（企業職員就業規則第17条の2第2項第1号に規定する子をいう。以下同じ。）を育てるため、労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条第1項に規定する時間を請求した場合（男性である会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（企業職員就業規則第34条第7号に規定する親をいう。）が当該子の保育をすることができる場合を除く。）</p> <p>(8) 会計年度任用職員の保護する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の予防接種、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条の健康診断又は母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合その他医療局長が定める場合で、当該会計年度任用職員の介助が必要と認められるとき。</p> <p>(9) 会計年度任用職員が、企業職員就業規則第34条第9号に規定する子等（以下この号において「子等」という。）の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかった子等の世話、同号に規定する養育する子（以下この号において「養育する子」という。）の疾病の予防を図るために必要なものとして医療局長が定める世話若しくは学校保健安全法第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして医療局長が定める事由に伴う養育する子の世話をを行うこと又は養育する子の教育若しくは保育に係る行事のうち医療局長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>(10) [略]</p> |

(9) 女性である会計年度任用職員（以下「女性職員」という。）が労働基準法（昭和22年法律第49号）第68条に規定する休暇を請求した場合

(10) [略]

(11) [略]

(12) 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

2 [略]

3 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第8号、第12号、第20号、第25号及び第26号に規定する特別休暇の例により無給休暇を与える。

(1) 会計年度任用職員の保護する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の予防接種、学校保健安全法第11条の健康診断又は母子保健法第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合その他医療局長が定める場合で、当該会計年度任用職員の介助が必要と認められるとき。

(2) [略]

(3) [略]

(4) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（企業職員就業規則第17条の2第2項第1号に規定する子をいう。以下同じ。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植の

(11) 女性である会計年度任用職員（以下「女性職員」という。）が労働基準法第68条に規定する休暇を請求した場合

(12) [略]

(13) [略]

(14) 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が、母子保健法第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。

2 [略]

3 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第12号、第20号及び第26号に規定する特別休暇の例により無給休暇を与える。

(1) [略]

(2) [略]

ため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。

(5) [略]

(3) [略]

4 前項に定めるもののほか、会計年度任用職員が生後1年6月に達しない子を育てるため、労働基準法第67条第1項に規定する時間を請求した場合（男性である会計年度任用職員（以下「男性職員」という。）にあつては、その子の当該男性職員以外の親（企業職員就業規則第34条第7号に規定する親をいう。以下この項において同じ。）が当該子を育てることができる場合を除く。）には、1日2回それぞれ1時間の期間（男性職員にあつては、その子の当該男性職員以外の親が当該男性職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を請求し、若しくは承認され、又は同法第67条第1項の規定により同日における育児時間を請求した場合には、1日2回それぞれ1時間から当該請求又は承認に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）の無給休暇を与える。

5 [略]

4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。